

阪南市

子どもの権利に関する条例

阪南市の子どもたちが、豊かな自然に恵まれた環境の中で人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱きながら、自分も他の人も大切にできる、人を思いやる心を持った次代の社会を担う大人へと成長していけるよう、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、全ての子どもを社会全体で支援をすることができるよう、この条例を制定します。



子どもの権利とは

子どもが一人の人間として生まれながらに持っている大切な権利

生きる権利

- 命、心及び体が大切にされ、自分らしく生きること。
- 心又は体に障がいがあっても、個性及び誇りが傷つけられず生活を送ること。
- 大人と同様、権利を持つ一人の人として尊重され、その権利が守られること。

育つ権利

- 自分の成長にあった適切な支援を受け、心及び体が健やかに育つこと。
- 自由に遊び、又は休むことができるとともに、自然、文化、芸術及びスポーツに親しむことができること。
- 必要な教育を受け、自分の心及び体が持つ力を伸ばすこと。

守られる権利

- 虐待、いじめ、あらゆる暴力等、権利が侵害されるどのような扱いからも守られること。
- 多様な生き方が認められ、誰からも幸せを奪われないこと。
- 知られたくないことを秘密にでき、自分の信用又は評判を傷つけられないこと。



参加する権利

- 自分の意見又は考えを様々な方法で自由に表し、伝えること。
- 仲間とともにグループを作り、集まり、又は活動すること。
- 年齢や発達段階に応じて社会に参画する中で、意見を表明し、活かされる機会があること。

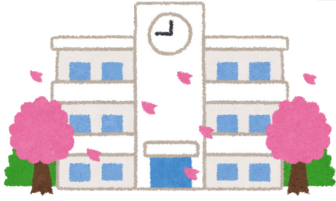


権利の主体としての子どもの育ち

子どもたちが権利を使うために必要なこと

- 自分たちがもっている権利について学び、知ること。
- 自分と同じように他の人の権利を守ること。
- 互いの考えや個性を大切にし、誰も傷つけないように、色々な意見及び考えを認め合えるようになること。
- 自分の考えや意見を色々な方法で伝え合うこと。

子どもを取り巻く人たちの役割



学校・幼稚園・保育所など

子どもが、自分又は他の人の権利について学び、知る機会、自分の意見や考えを話し合う機会を作り、集団生活を通じて、子どもたちに生きる力がつくように支援します。また、子どもにとって拭えない傷となる虐待、いじめ、体罰等の防止、早期発見、解決に向け、関係機関と連携し取り組み、子どもたちが安心できる居場所となります。



市役所

子どもたちを取り巻く人たちが、それぞれの役割ができるよう、必要な支援を行います。また、子どもに関わる市役所の仕事を効果的にできるように、保護者、学校・幼稚園・保育所などや地域社会の人たちと連携したり、子どもや保護者の意見を聴くようにします。



大人

大人が社会のきまりを守ったり、他の人の権利を尊重し、子どもたちのお手本になるようにします。また、子どもたちに色々な経験をしてもらい社会でも自立して生きていけるように、子どもが安全で安心して暮らし成長できるよう温かく見守ります。

子どもの色々な個性や価値観を認め、子どもの権利について理解し、子どもが権利について学ぶことができるようにし、大人と子どもが相談したり、協力したりできるようにします。



保護者

子どもが自分の気持ちを話すときは、最後まで聴き取り、受け止め、話し合います。また、子どもの個性や考えを受け止め、子どもの育つ力を信じ、励まします。

子どもの健やかな成長のために、子どもが安全で安心できる環境を整え、養育します。

子育てなどで困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に相談や協力を求めます。



地域社会

地域社会の中で子どもが健やかに成長できるよう、安全・安心な地域環境を作ります。また、子どもの気持ちや考えを大切に、挨拶を交わすなど、温かく見守ります。

子どもが地域社会とのつながりを感じ、郷土愛を育めるよう、多様な世代が関わる催しなどでは、協働で取り組みます。



一人で悩まず、ご相談ください。(秘密はまもられます。)

阪南市の相談

子ども家庭総合支援拠点（こども支援課内）

相談方法

- ・ 来所（電話予約）・ 電話相談
- ・ 家庭訪問
（子育て支援家庭訪問の制度もあります）

相談日時

平日 午前8時45分～午後5時15分

連絡先

電話：072-470-1401

- ・ 子育てや子どものしつけに関すること
- ・ 言葉が遅い、発達が遅いなど心身の発達に関すること
- ・ 乱暴、消極的で活気がない、落ち着きがない、身の回りの整理がうまくできないなど性格や生活習慣に関すること
- ・ 親子、夫婦、きょうだいなど子どもに関わる家族関係に関すること
- ・ 経済的問題や保育所など福祉制度に関すること

女性相談支援員（人権推進課）

相談方法

- ・ 来所
- ・ 電話相談

相談日時

平日 午前8時45分～午後5時15分

連絡先

電話：072-489-4505

E-mail：jinken@city.hannan.lg.jp

- ・ DV（配偶者等からの暴力）被害を含め、女性のあらゆる悩みごとについて寄り添った支援を行います。

教育相談（学校教育課（G）・ 教育支援センター（S））

相談方法

- ・ 来所 ・ 電話相談

相談日時

いずれも平日

（G）午前9時～午後5時

（S）午前9時～12時 午後1時～午後5時

連絡先

電話：（G） 072-489-4541

（S） 072-471-9652

E-mail：gakkou-k@city.hannan.lg.jp

○子どもの教育に関する相談を受け付けています。

- ・ 学習に関すること
- ・ 生活に関すること
- ・ 発達に関すること
- ・ 進路や就職に関すること
- ・ いじめや不登校に関すること など



一人で悩まず、ご相談ください。(秘密はまもられます。)

阪南市の相談 2

ヤングケアラー（市民福祉課）

相談方法

- ・ 来所
- ・ 電話相談

相談日時

平日 午前8時45分～午後5時15分

連絡先

電話：072-489-4521

E-mail：s-fukushi@city.hannan.lg.jp

具体例として、障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている、目の離せない家族の見守りや声かけなど日常的に気づかいをしている子ども・若者等です。

- ・ 自分はヤングケアラーかもしれない。
- ・ 近くにヤングケアラーではないかと気になる子どもがいる。

そういった場合は、相談・連絡して下さい。

人権相談（阪南市人権協会）

相談方法

- ・ 来所
- ・ 電話相談

相談日時

平日 午前8時45分～午後5時15分

連絡先

電話：072-472-6111

E-mail：hannanjinkyou@yahoo.co.jp

- ・ 人権相談事業として『まごころ相談』を実施しています。

※人権、その他の相談に人権協会の相談員が応じます。

くらし丸ごと相談室（市民福祉課）

相談方法

- ・ 来所
- ・ 電話相談

相談日時

平日 午前8時45分～午後5時15分

連絡先

電話：072-489-4521

E-mail：s-fukushi@city.hannan.lg.jp

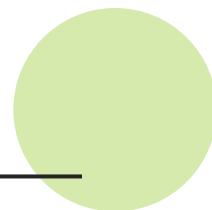
〈相談例〉

- ・ 家庭内に複数の困り事を抱えている
- ・ ひきこもっている家族のことが心配
- ・ 自宅が収集したものであふれている
- ・ 多重債務で苦しんでいる、金銭管理ができない



一人で悩まず、ご相談ください。(秘密はまもられます。)

大阪府などの相談



虐待（お近くの児童相談所） / 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

児童相談所虐待ダイヤル「189」に電話してください。(通話料無料)

※通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

- ・子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう。
- ・もしかしてあの子虐待を受けているのかしら？
- ・近くに子育てで悩んでいる人がいる
- ・通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

児童相談所

児童相談所相談専用ダイヤル
「0120-189-783（いちはやくおなやみを）」へご相談ください。通話料無料

児童相談所とは？
児童相談所は、都道府県、指定都市等が設置する機関で、こどもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。
虐待の相談以外にもこどもの福祉に関する様々な相談を受け付けています。

24時間子どもSOSダイヤル

電話番号：0120-0-78310
（なやみいおう）
受付時間：24時間受付（年中無休）

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備



一人で悩まず、ご相談ください。(秘密はまもられます。)

大阪府などの相談2

子どもの人権110番（法務省）

電話

0120-007-110（通話料無料）

受付日時

朝8時30分から夕方5時15分まで
（月曜日から金曜日まで）

友達から「いじめ」にあって学校に行きたくない、
家の人にいやなことをされる、部活動で暴言・暴力
を受けているなど、先生や親には話しにくいけど、
このままではどうしていいかわからない、誰も気づ
いてくれない・・・。
このような悩みがあったら、迷わず電話してくださ
い。「まわりでこんなことで困っている人がいる」
という相談でもいいです。

LINE（メール）人権相談（法務局）

国の機関の職員（法務局の職
員）や、いじめなどの人権問題
に詳しい人権擁護委員が相談に
応じます。相談のひみつは守り
ますので、安心して相談してく
ださい。

「まわりでこんなことで困っ
ている子がいるよ」といった相談
でも大丈夫です。

インターネット・SNSで悪口を言われた。
ともだちにいじめられている。
先生に暴言を言われる。家の人に嫌なことされる。
いろんなお悩みをご相談ください。



LINE

相談フォームに氏名、住所、年齢、
相談内容等を記入して送信すると、
最寄りの法務局から後日、メール、
電話又は面談により回答します。



メール

親子のための相談LINE（大阪府）

受付曜日：毎日

受付時間：午前10時～午後8時

（相談受付は午後7時30分まで）

※専門の相談員が対応します。

※匿名

（LINE上の登録名とアイコン画像のみ）
で相談できます。

子どもを叱りすぎているかも...
きょうだい間でのトラブルで困っている
親からいつも怒られる
友だちとの関係で悩んでいる





令和7年3月

阪南市 総務部 人権推進課